

前橋市営納骨堂条例の改正について

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市営納骨堂条例の一部を改正する条例

前橋市営納骨堂条例（昭和 3 3 年前橋市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出しを「（使用許可）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 市長は、前項の許可（以下「使用許可」という。）をするに当たっては、納骨堂の管理上必要な条件を付することができる。

第 6 条を削る。

第 5 条本文中「納骨堂に焼骨を納める場合は」を「使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、納骨堂に焼骨を納める際」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 納付した使用料は、還付しない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（使用期間）

第 5 条 納骨堂に焼骨を収蔵することができる期間（以下「使用期間」という。）は、使用許可を受けた日から 5 年とする。

第 8 条を第 1 2 条とし、第 7 条を第 1 1 条とし、第 6 条の次に次の 4 条を加える。

（使用許可の取消し）

第 7 条 市長は、使用者が使用許可の条件に違反したときその他納骨堂の管理上支障があると認められるときは、使用許可を取り消すことができる。

（焼骨の引取り）

第 8 条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく納めた焼骨を引き取らなければならない。

- (1) 使用期間が満了したとき。
- (2) 納骨堂を使用する必要がなくなったとき。
- (3) 前条の規定により、使用許可が取り消されたとき。

（焼骨の改葬）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、収蔵されている焼骨を市長が別に定める場所に改葬することができる。

- (1) 使用者が使用期間の満了後1年を経過しても焼骨を引き取らないとき。
- (2) 第7条の規定により使用許可を取り消された者が、当該取消しの日から1年を経過しても焼骨を引き取らないとき。
- (3) 納骨堂の管理上必要があると認められるとき。

(焼骨の返還)

第10条 前条の規定により改葬した焼骨は、返還しない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第4条の規定により収蔵の許可を受けている者については、改正後の第5条及び第7条から第10条までの規定は、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、適用しない。